

令和5年1月19日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の20第2項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社三菱UFJ銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1) 変更事項

営業所又は事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
赤坂見附支店 赤坂支店	東京都港区赤坂3-2-6	東京都港区南青山1-1-1	令和5年2月6日
豊明支店	愛知県豊明市前後町善江1737	愛知県名古屋市緑区鳴海町字本町18-3	令和5年2月13日
東松山支店	埼玉県東松山市箭弓町1-13-14	埼玉県川越市新富町1-2-7	令和5年2月13日
徳山支店	山口県周南市銀座1-1	山口県宇部市常盤町1-6-34	令和5年2月20日
坂戸支店	埼玉県坂戸市日の出町3-13	埼玉県川越市新富町1-2-7	令和5年2月27日

(2) 変更の理由

店舗の移転のため